

2023年2月17日  
関東東北産業保安監督部  
電力安全課

FIT法の認定失効制度に係る工事計画届出書の提出の締切時間について

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT法）に基づく認定失効制度の開始に伴い、失効期限日の猶予に必要な進捗確認申請をするため、令和5年2月28日までに受付を希望する工事計画届出書の提出の締切時間を、下記のとおりお知らせいたします。

**令和5年2月28日（火）17時（必着（※））**

**締切時間後に提出された場合には、3/1（水）以降の取扱いになります。**

提出方法は、原則、郵送のみ。（※）消印有効ではなく、必着により工事計画届出書等が関東東北産業保安監督部の電力安全課に「開庁時間中（17：00まで）」に到達していること。

なお、上記締切までに提出された場合でも、工事計画届出書等の内容に不備があった場合は、期限を定めて補正依頼を行います。当該補正期限までに必要な補正がなされず、不備が解消されたことの確認が行えない場合は、受理できないことがあります。

締切直前は、提出される件数が増加することが想定されますので、締切に関わらず、可能な限り早めに御提出いただきますようお願いいたします。

本件の問合せ  
電力安全課 発電担当  
電話：048-600-0392